

令和 5 年
第 3 回 蕨戸田衛生センター組合議会会議録

目 次

月	日	曜日	議 事	頁
			○会期日程	
			○招集告示	1
			○応招、不応招集	2
8 月	2 9 日	(火)	○議事日程	3
			○一般質問要旨一覧表	5
			○出席、欠席議員	6
			○職務のため出席した者	6
			○説明のため出席した者	6
			○開会と開議の宣告	7
			○副議長選挙	7
			○議席の指定	7
			○議会運営委員会委員の選任について	7
			○議会運営委員会委員長互選結果の報告	8
			○議会運営委員会委員長報告	8
			○会議録署名議員の指名	8
			○会期の決定	8
			○常任委員会委員の選任について	9
			○常任委員会正副委員長互選結果の報告	9
			○管理者報告	9
			○管理者提出議案の一括上程	1 3
			◇議案第 8 号 蕨戸田衛生センター組合職員の分限に関する 手続及び効果に関する条例の一部を 改正する条例	
			◇議案第 9 号 令和 5 年度蕨戸田衛生センター組合会計 補正予算（第 1 号）	

○管理者提出議案第 8 号及び議案第 9 号の説明……………	1 3
○管理者提出議案第 8 号及び議案第 9 号に対する質疑……………	1 4
○管理者提出議案第 8 号及び議案第 9 号の委員会付託……………	1 4
○一般質問……………	1 4
◇酒 井 郁 郎 議員	
○付託事件に対する委員長報告……………	1 9
◇総務常任委員会委員長 遠 藤 英 樹 議員	
◇業務常任委員会委員長 大 石 圭 子 議員	
○委員長報告に対する質疑……………	2 0
○討論、採決……………	2 0
○閉会中の継続審査事項の委員会付託……………	2 1
○閉会の宣告……………	2 1

令和５年第３回蕨戸田衛生センター組合議会定例会

会 期 日 程

至 令和5年8月29日

日程	月 日	曜日	開議時刻	会 議 名	議 事 内 容
1	8月29日	火	午後1時30分	本 会 議	○開 会 ○開 議 ○副議長選挙 ○議席の指定 ○議会運営委員会委員の選任について ○継続審査に対する委員長報告 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○常任委員会委員の選任について ○管理者報告 ○管理者提出議案の一括上程 ○管理者提出議案の説明 ○管理者提出議案に対する質疑 ○管理者提出議案の委員会付託
			本会議休憩中	委 員 会	○付託事件の審査
				本 会 議	○開 議 ○一般質問 ○付託事件に対する委員長報告 ○委員長報告に対する質疑 ○討 論 ○採 決

					○閉会中の継続審査事項の委員会 付託 ○閉 会
--	--	--	--	--	---

蕨戸田組告示第5号

令和5年8月18日

令和5年8月29日、令和5年第3回蕨戸田衛生センター組合議会（定例会）を蕨戸田衛生センター組合議場に招集する。

蕨戸田衛生センター組合

管理者 頼 高 英 雄

応招、不応招議員

◇応招議員 20名

1 番	岡 田 三喜男	議員	2 番	矢 嶋 聡 子	議員
3 番	宮 下 奈 美	議員	4 番	榎 本 和 孝	議員
5 番	栃 本よしかね	議員	6 番	大 石 圭 子	議員
7 番	古 川 歩	議員	8 番	本 田 てい子	議員
9 番	鈴 木 智	議員	10 番	小 林 利 規	議員
11 番	みうら 伸 雄	議員	12 番	宮 内 そうこ	議員
13 番	林 冬 彦	議員	14 番	古 屋としみつ	議員
15 番	本 田 哲	議員	16 番	酒 井 郁 郎	議員
17 番	三 浦 芳 一	議員	18 番	山 崎 雅 俊	議員
19 番	細 田 昌 孝	議員	20 番	遠 藤 英 樹	議員

◇不応招議員 なし

令和 5 年 第 3 回

蕨戸田衛生センター組合議会（定例会）

8 月 2 9 日（火）

令和5年第3回蕨戸田衛生センター組合議会定例会 第1日

令和5年8月29日（火）

議事日程

1. 開 会
2. 開 議
3. 副議長選挙
4. 議席の指定
5. 議会運営委員会委員の選任について
6. 継続審査に対する委員長報告
 - (1) 議会運営委員会委員長
7. 会議録署名議員の指名
8. 会期の決定
9. 常任委員会委員の選任について
10. 管理者報告
11. 管理者提出議案の一括上程
 - (1) 議案第8号 蕨戸田衛生センター組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
 - (2) 議案第9号 令和5年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第1号）
12. 管理者提出議案の説明
13. 管理者提出議案に対する質疑
14. 管理者提出議案の委員会付託
15. 一般質問
16. 付託事件に対する委員長報告
17. 委員長報告に対する質疑
 - (1) 議案第8号 蕨戸田衛生センター組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
 - (2) 議案第9号 令和5年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第1号）
18. 討 論
19. 採 決
20. 閉会中の継続審査事項の委員会付託

21. 閉 会

令和５年第３回蕨戸田衛生センター組合議会定例会

一般質問要旨一覧表

令和５年８月

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	16番 酒井 郁郎	1. リサイクルフラワーセンターについて リサイクルフラワーセンターは平成２１年の竣工以来、今年で１５年目となる。運営開始当初から運営内容に大きな見直しはされておらず、今後に向けた検討が必要なのではないか。 (１) 設置以来１４年間の評価は (２) 計画・評価・改善を行う体制の確立を (３) 施設の最適化に向けた検討を	管理者 事務局長

令和5年8月29日（火）

◇出席議員（20名）

1 番	岡 田 三喜男	議員	2 番	矢 嶋 聡 子	議員
3 番	宮 下 奈 美	議員	4 番	榎 本 和 孝	議員
5 番	栃 本よしかね	議員	6 番	大 石 圭 子	議員
7 番	古 川 歩	議員	8 番	本 田 てい子	議員
9 番	鈴 木 智	議員	10 番	小 林 利 規	議員
11 番	みうら 伸 雄	議員	12 番	宮 内 そうこ	議員
13 番	林 冬 彦	議員	14 番	古 屋としみつ	議員
15 番	本 田 哲	議員	16 番	酒 井 郁 郎	議員
17 番	三 浦 芳 一	議員	18 番	山 崎 雅 俊	議員
19 番	細 田 昌 孝	議員	20 番	遠 藤 英 樹	議員

◇欠席議員（なし）

◇職務のため出席した者

甲斐 基樹 書記長 飯田 知和 書記

◇説明のため出席した者

頼高 英雄	管 理 者	小柴 正樹	嘱 託
菅原 文仁	副 管 理 者	小谷野賢一	嘱 託
奥田 純子	会計管理者	有里 友希	嘱 託
渡辺 靖夫	事 務 局 長	香林 勉	嘱 託
山本 義幸	次 長	安部 孝良	嘱 託
木村 和正	総 務 課 長		

令和5年第3回蕨戸田衛生センター組合議会
定例会会議録第1号

令和5年8月29日（火曜日）
午後 1時31分開会

◎開会と開議の宣告

○細田昌孝議長 それでは、ただいまより、
令和5年第3回蕨戸田衛生センター組合議会
定例会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。

◎副議長選挙

○細田昌孝議長 初めに、副議長選挙を行います。

現在、副議長が任期満了となり欠員となっております。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第
118条第2項の規定により指名推選に
いたしたいと思いますが、これにご異議ござ
いせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○細田昌孝議長 ご異議なしと認め、選挙の
方法については、指名推選といたします。

お諮りいたします。

議長において指名したいと思いますが、
これにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○細田昌孝議長 ご異議なしと認め、議長に
おいて指名いたします。

副議長に古川 歩議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました古川 歩議員
を副議長選挙の当選人と定めることにご異
議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○細田昌孝議長 ご異議なしと認め、古川

歩議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました古川
歩議員が議長におられますので、会議規則
第32条第2項の規定により本席から告知
いたします。

新たに副議長になられました古川 歩議
員にご挨拶をお願いいたします。

〔古川 歩副議長 登壇〕

○古川 歩副議長 皆さん、こんにちは。

ただいま皆様からのご推挙をいただきま
して、副議長に就任させていただくこと
になりました古川 歩でございます。

議長をサポートし、円滑な議会運営に努
めたいと思いますので、皆様どうぞよろし
くお願いいたします。

◎議席の指定

○細田昌孝議長 次に、議席の指定をいたし
ます。

蕨市議会選出議員において、新たに組合
議員となられました議員の議席については、
会議規則第4条第1項の規定により議長に
おいて指名いたします。

1番 岡 田 三喜男 議員

2番 矢 嶋 聡 子 議員

3番 宮 下 奈 美 議員

4番 榎 本 和 孝 議員

5番 栃 本 よしかね 議員

6番 大 石 圭 子 議員

7番 古 川 歩 議員

8番 本 田 てい子 議員

9番 鈴 木 智 議員

10番 小 林 利 規 議員

以上のとおりであります。

◎議会運営委員会委員の選任につ いて

○細田昌孝議長 次に、議会運営委員会の委

員の選任を行います。

蕨市議会選出議員の任期満了に伴い、議会運営委員会委員3名が欠員となっております。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

6番 大石圭子 議員

9番 鈴木 智 議員

10番 小林利規 議員

以上のとおり指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○細田昌孝議長 ご異議なしと認め、ただいま指名いたしました議員を選任いたします。

◎休憩の宣告

○細田昌孝議長 ここで暫時休憩いたします。

午後 1時34分休憩

午後 1時39分再開

◎再開の宣告

○細田昌孝議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長互選結果の報告

○細田昌孝議長 ご報告申し上げます。

議会運営委員会委員長に、

6番 大石圭子 議員

が互選されましたので、ご報告申し上げます。

◎議会運営委員会委員長報告

○細田昌孝議長 次に、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 6番 大石圭子

議員。

〔6番 大石圭子議員 登壇〕

○6番 大石圭子議員 令和5年第3回蕨市田衛生センター組合議会定例会に係る議会運営委員会をただいま開催いたしました。

初めに、会期日程案及び議事日程の決定事項についてご報告申し上げます。

お手元に会期日程案及び議事日程をお配りしておりますので、ご参照願います。

最初に、会期日程であります。蕨市、戸田市の日程並びに提出議案等を勘案し、本日8月29日の1日とすることに決定いたしました。

質疑の発言通告は、提案説明後、本会議再開時までといたします。

次に、議事日程であります。審議の結果、お配りいたしましたとおりであります。

また、管理者提出議案につきまして、委員会付託後の本会議休憩中に、議案第8号は総務常任委員会に、議案第9号は業務常任委員会に付託し審議する。

以上のとおり決定いたしました。

以上で議会運営委員会の報告とさせていただきます。

◎会議録署名議員の指名

○細田昌孝議長 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、

8番 本田 てい子 議員

18番 山崎 雅俊 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○細田昌孝議長 次に、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日8月29日の1日といたしますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○細田昌孝議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、1日と決定いたしました。

◎常任委員会委員の選任について

○細田昌孝議長 次に、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

蕨市議会選出議員の任期満了に伴い、常任委員会委員が欠員となっております。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

総務常任委員会委員に、

1番 岡田三喜男 議員
3番 宮下奈美 議員
4番 榎本和孝 議員
8番 本田てい子 議員
10番 小林利規 議員

業務常任委員会委員に、

2番 矢嶋聡子 議員
5番 栃本よしかね 議員
6番 大石圭子 議員
7番 古川歩 議員
9番 鈴木智 議員

以上のとおり指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○細田昌孝議長 ご異議なしと認め、ただいま指名いたしました議員を選任いたします。

◎休憩の宣告

○細田昌孝議長 ここで暫時休憩いたします。

午後 1時43分休憩

午後 1時57分再開

◎再開の宣告

○細田昌孝議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎常任委員会正副委員長互選結果の報告

○細田昌孝議長 ここで総務、業務両常任委員会の正副委員長の互選の結果についてご報告申し上げます。

総務常任委員会副委員長に、

8番 本田てい子 議員

業務常任委員会委員長に、

6番 大石圭子 議員

以上のとおりご報告申し上げます。

◎管理者報告

○細田昌孝議長 次に、管理者の報告を求めます。

頼高管理者。

〔頼高英雄管理者 登壇〕

○頼高英雄管理者 本日ここに、令和5年第3回蕨戸田衛生センター組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変お忙しい中、ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、去る6月4日に執行されました蕨市議会議員選挙におきまして当選されました議員の皆様には、心からお喜びを申し上げますとともに、新たに本組合議員に選出されました議員の皆様には、改めまして今後のご指導とご協力を心からお願い申し上げます。

次に、管理者就任についてご報告申し上げます。

蕨市議会議員選挙と同日に行われました

蕨市長選挙におきまして、5期目の当選をさせていただきました。

市長就任後、組合規約の規定に基づき、菅原戸田市長と協議を行い、引き続き私が管理者に就任いたしましたことをここにご報告させていただきます。

ごみの処理は、市民生活と密接に関係しているものであります。その処理を担う組合が、蕨、戸田両市が目指す循環型社会の構築に寄与する拠点となりますよう、誠心誠意、運営に取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましては、さらなるご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今定例会でご審議いただく案件は、条例案1件と予算案1件の2件であります。

慎重なるご審議をいただき、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

それでは、前定例会後の組合運営に関する主な事項についてご報告を申し上げます。

最初に、現行のごみ処理基本計画の進捗状況について申し上げます。

この計画は、蕨市、戸田市における平成25年度から令和9年度まで15年間のごみの処理を計画的に推進するための基本的事項を蕨市、戸田市及び組合の三者が一体となり策定したものであります。

計画では、具体的に減量化目標を定め、ごみの総排出量と市民1人1日当たりの排出量及び焼却処理量の削減に取り組んでおります。また、資源化目標として、ごみのリサイクル率について、できるだけ早い時期に25%を目指すこととしております。

この計画の10年目となります令和4年度の取組状況についてご報告いたします。

組合に搬入されるごみは、可燃ごみや粗大ごみ、資源ごみなど、家庭から排出される生活系ごみと事業系ごみに区分されます

が、これに段ボールや雑誌、新聞紙など、組合に搬入されず、蕨、戸田両市により直接資源化されたごみを加えた令和4年度のごみの総排出量につきましては、6万4,798トンとなり、前年度の6万6,236トンと比較いたしますと、1,438トン、率にして2.2%の減少となりました。

また、コロナ禍以前の令和元年度、6万7,851トンとの比較では、3,053トン、率にして4.5%と大幅に減少しております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、ごみ排出量に大きく影響を与え、令和2年度は、生活ごみでは、資源ごみや可燃ごみを中心に前年度比で1,958トンと大きく増加した一方、事業系ごみでは、多くの企業が経済活動に様々な制約を受けたことから1,568トンと大幅に減少し、合計では390トンの増加となりました。

令和3年度以降の排出量は、生活系ごみ、事業系ごみとも前年度に比べ減少を続け、令和4年度には、生活系ごみではコロナ禍以前の令和元年度を初めて906トン下回り、事業系ごみでは2,147トン下回りました。

令和3年度、4年度のごみの総排出量減少の主な要因となった事業系ごみの排出量の減少ですが、令和4年度の事業系可燃ごみの排出量は、前年度比わずかに1トンの減少にとどまり、下げ止まりの状況が見られました。

なお、令和5年度7月時点の事業系可燃ごみの排出量は、前年同時期に比べ250トン、率にして3.3%の増加となり、令和4年度までの減少傾向から増加に転じたことから、今後の排出状況を注視してまいります。

また、市民1人1日当たりの排出量につきましては、ごみの総排出量が減少した中、人口があまり増えていないことから818グラムとなり、前年度に比べ20グラム、率にして2.4%の減少となっております。

なお、この818グラムは事業系ごみを含んだ数量となりますが、生活系ごみに限定しますと586グラムとなり、前年度比20グラム、率で3.3%の減少となりました。

焼却処理量につきましては、5万4,048トンとなり、前年度の基幹的設備改良の際に近隣2市に処理を委託した量を含めた5万5,307トンと比較いたしますと、1,259トン、率にして2.3%の減少となりました。

リサイクル率につきましては、20.7%となり、前年度より0.3ポイントの上昇となっております。

ただし、資源化量は1万3,405トンで、前年度より108トンの減少となりました。

組合の資源化量は8,047トンで、81トンの増加となりましたが、蕨市及び戸田市の両市が直接行う資源化量は、5,358トンで188トン減少したことによります。

リサイクル率が上昇したのは、資源化量の減少率が、資源化を含めたごみ処理量全体の減少率に比較して少なかったことによるものであります。

なお、事業系ごみを除いた生活系ごみのリサイクル率も26.9%となり、前年度より上昇しております。

以上、令和4年度のごみ処理基本計画の進捗状況についてご説明申し上げましたが、減量化目標のごみの総排出量、1人1日当たりの排出量、焼却処理量の3項目全てで

前年度と比較し減少はいたしましたが、設定した目標値にはいまだ届いていない状況であります。

また、リサイクル率の目標25%につきましても、生活系ごみは到達いたしておりますが、事業系ごみを含めた総排出量では達成できていない状況であります。

さらに、計画策定後10年が経過した現在、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行や食品ロスに対する取組の推進など、ごみ処理を取り巻く社会環境は大きく変化を遂げており、これらの課題に取り組むことによって、ごみの総排出量、市民1人1日当たりのごみの排出量、焼却処理量の減量化とリサイクル率の向上が見込まれます。

そのため、プラスチックの分別、資源化や処理、食品ロスなど、新たなごみ処理の課題に対応するとともに、適切なごみの減量化、資源化実現に向け、計画の見直しが必要となっております。

そこで、ごみ処理基本計画に加え、生活排水処理基本計画を含めた令和7年度から向こう10年間を計画期間とする新たな一般廃棄物処理基本計画として、令和6年度中の策定に向け、現在、蕨市及び戸田市とともに取り組んでいるところであります。

次に、回収されました主たる資源物の売払いの入札結果について申し上げます。

現在、価格変動などの状況を考慮し、3か月ごとに年4回入札を行っておりますが、第2四半期となる7月から9月分の入札の結果、主要な品目の1キログラム当たりの単価は、スチール缶53円22銭9厘、アルミ缶242円55銭、ペットボトル67円32銭、粗大ごみなどを破碎処理し回収した破碎鉄は42円90銭、ごみを焼却した焼却灰より回収した焼却鉄は20円90

銭となりました。

直近の第1四半期の入札価格と比較いたしますと、アルミ缶が1.5%、ペットボトルが9.3%の値上がりとなりましたが、鉄類の3品目については6.1%から10.4%の値下がりとなりました。

売払いが好調で推移し、過去最高の売払い額となった令和4年度の平均価格と比較いたしますと、スチール缶は6.3%、アルミ缶は10.1%、ペットボトルは42.8%、破碎鉄は1.8%とそれぞれ安値の状況となっており、唯一、焼却鉄が12.2%と高値となりました。

令和5年度の回収資源売払いは、令和4年度をピークに下がる傾向となっており、特にペットボトルで顕著な状況であります。

ただし、回収資源売払い金が初めて2億円を超え、令和4年度に次ぐ2番目の決算額となった令和3年度と7月時点で比較いたしますと、今年度は約790万円上回っていることから、今後の資源物の価格変動の動きを注視してまいります。

次に、家具類の再生利用について申し上げます。

組合では、市民から粗大ごみとして出された家具類を再利用、いわゆるリユースするため、リサイクルプラザ内の再生工房で、シルバー人材センターにより修理、手入れを行った上で販売をしております。

今年度、1回目の入札販売を6月12日から17日の6日間実施いたしました。入札は、市民の方に来場いただき行う通常の入札とインターネットを利用した入札を同時に行い、144点売却いたしました。

さらに、その後、組合が定めた廉価な金額で先着順に売却する先着販売を7月18日から21日までの4日間で開催し、106点を売却し、入札販売と先着販売を合わせ

て計250点を20万9,300円で売却いたしました。

加えて、入札販売や先着販売で売れ残ったものについては、民間のリユースサイトであり、組合との間で令和4年8月に協定を締結しているジモティに出品し、20点中の12点を無償で譲渡いたしました。

今回の家具類の再生利用では、粗大ごみとして排出された家具類のうち262点がリユースされ、購入した方、また、無償で譲渡した方々に有効活用していただくことができました。

組合では、今後もさらなるリユースの促進に向け取り組んでまいります。

最後になりますが、リサイクルフラワーセンターにおける小学生を対象にした家庭でできる生ごみから堆肥をつくる講座の開催について申し上げます。

これは、焼却するごみの減量化とごみに対する意識を高めてもらうことを目的に、段ボールを使って手軽に堆肥をつくることを小学生の夏休みの自由研究向けにアレンジし、親子で参加できる講座として、去る7月23日に開催したものであります。

当日は、3組9名の親子が参加し、家庭で実践できるよう学んでいきました。子供たちは興味津々で取り組んでおり、ただ捨てるだけであった生ごみが堆肥として役立つものになることで、ごみに対する意識の変化が培われる機会が提供できたのではないかと考えております。

今回の開催は小規模なものでありましたが、今後も機会を捉えて、引き続きこのように市民が気軽に参加できるような事業を企画、実施してまいりたいと考えております。

以上、管理者報告といたします。

◎管理者提出議案の一括上程

○細田昌孝議長 これより、管理者提出議案の上程に入ります。

今議会に提出された議案は条例案1件、予算案1件であります。

件名を書記が朗読いたします。

〔書記朗読〕

議案第8号 蕨戸田衛生センター組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

議案第9号 令和5年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第1号）

○細田昌孝議長 以上、朗読のとおりであります。

◎管理者提出議案第8号及び議案第9号の説明

○細田昌孝議長 これより議案第8号及び議案第9号を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

頼高管理者。

〔頼高英雄管理者 登壇〕

○頼高英雄管理者 それでは、最初に、議案第8号「蕨戸田衛生センター組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

この条例は、職員が禁錮刑以上の有罪が確定した場合、地方公務員法の規定により、執行猶予の有無にかかわらず失職することとなりますが、その失職に関し、法により、「条例で定める場合を除くほか」とされていることから、失職の特例に関する規定を追加する改正を行うものであります。

追加する規定は、職員の失職について、禁錮の刑に処せられ、その刑の執行が猶予された職員については、その罪が過失によ

るものであり、かつ情状を考慮して特に必要があると認めたときは、その職を失わないものとするができる特例を定めるものであります。ただし、執行猶予が取り消されたときは失職することとなります。

なお、今回の特例規定を追加する改正につきましては、蕨市及び戸田市においても同様に改正されております。

次に、議案第9号「令和5年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第1号）」について申し上げます。

今回の補正は、リサイクルプラザのプラスチック圧縮梱包機の操作盤の補修費用について、債務負担行為の追加設定をしようとするものであります。

プラスチック類につきましては、当組合で中間処理を行った上で民間のリサイクル事業者に搬出し資源化を行っていますが、圧縮及び梱包されていることが搬入条件となっております。

現在、その処理を行うプラスチック圧縮梱包機の操作盤の基盤に劣化が見られ、将来的に処理に支障を来す可能性があることから、速やかに補修を実施する必要があります。

しかしながら、基盤が当組合の施設専用に製造された特殊なものであることに加え、部品には昨今、その入手の困難性が社会問題化している半導体が使用されており、調達には1年以上の期間を要することが想定されております。

そのため、契約から補修の完了まで1年を超える期間を要するため、令和6年度中を工期とする契約を締結するため、限度額95万7,000円の債務負担行為を追加で設定しようとするものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

○細田昌孝議長 以上をもって、提案理由の説明を終わります。

◎休憩の宣告

○細田昌孝議長 質疑通告受付のため、暫時休憩いたします。

午後 2時15分休憩

午後 2時17分再開

◎再開の宣告

○細田昌孝議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎管理者提出議案第8号及び議案第9号に対する質疑

○細田昌孝議長 これより、管理者提出議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はありません。

よって、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

◎管理者提出議案第8号及び議案第9号の委員会付託

○細田昌孝議長 これより、委員会付託に入ります。

お手元に配付してあります委員会付託一覧表のとおり、議案第8号は総務常任委員会に、議案第9号は業務常任委員会に付託いたします。

◎休憩の宣告

○細田昌孝議長 ここで暫時休憩いたします。

午後 2時18分休憩

午後 3時02分再開

◎再開の宣告

○細田昌孝議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎一般質問

○細田昌孝議長 これより一般質問に入ります。

一般質問の通告がありますので、発言を許します。

○酒井郁郎議員

○細田昌孝議長 16番 酒井郁郎議員。

〔16番 酒井郁郎議員 登壇〕

○16番 酒井郁郎議員 皆様、こんにちは。

戸田市議会では戸田の会に所属しております酒井郁郎と申します。

今回、リサイクルフラワーセンターの機能向上についてご提案をさせていただきたく、質問をいたします。

同じ方向性の質問を今衛生センター議会のほか、戸田市議会9月定例会においても予定しておりますことをご承知おき願えればと思います。

リサイクルフラワーセンター竣工は平成21年、今年で15年目となります。当時、他自治体に例のない進んだ理念に基づいた施設であり、ホームページを見ますと、基本理念として、循環型社会の構築、障害者、高齢者の雇用促進、衛生センターと近隣地域の環境美化などとなっています。

委託先が起こした問題など、過去何度か課題が指摘され、私自身、指摘させていただきましたこともありましたが、運営内容についてはほぼ当時のままとなっています。

リサイクルフラワーセンター事業は、戸田市、蕨市共同の資産、財源を使用して運営されており、その規模も相当程度大きなものであることから、本来であればしか

りとした中長期の計画を策定し、目的に合致した運営がなされているか、一定年数ごとに見直しをかけていくのが望ましいと考えられます。現在、そのような機能が弱いと感じられますので、早急に検証を行い、今後のチェック体制を確立すべきではないでしょうか。

さらに、気になる点を上げさせていただきますと、まず、敷地の有効活用につきまして、近隣の人からも会派宛てに要望をいただいております。広大な敷地は、面積8,700平方メートルに対し、延床面積1,100平方メートルとかなりゆったりとした配置になっています。

市民が利用できるビオトープや管理棟には、ホール、学習室等もありますが、休日であってもあまり利用されているのを見かけず、勤務者以外に人気がないことも多いように思われます。労働環境としてはよいのですが、市街化の進む現状を考えれば、公有資産の有効活用の観点から、再検討の必要があるように思われます。

また、運営開始当初、平成22年度の予算では、工事請負費を除いた委託料、需用費等、合計4,800万円の予算でしたが、令和5年度予算では6,000万円超となっており、年々、予算規模が拡大してきました。

そのような中で、基本理念に掲げた目標のうち主なものを見てみますと、基本理念1の循環型社会の構築については、燃えるごみ全体の年間5万トンに対し、堆肥製造に使用している生ごみは58トンです。ごみ減量という意味の効果は限定的となっています。

また、基本理念3の障害者、高齢者の雇用促進については、障害者雇用1日当たり20人掛ける午前中の3時間となっていま

す。一見、それなりの雇用を生み出しているように見えますが、比較として、例えば、戸田市と包括連携協定を結ぶ株式会社スタートラインの衛生センター近辺にあります事業所では、小規模な倉庫を転用したプラントにおいて、常時100人掛ける1日6時間の雇用を維持しています。リサイクルフラワーセンターが使用している資産規模からすれば、障害者雇用の場としてもさらに活用の余地があるように思われます。

このことから、今後、リサイクルフラワーセンターの資産をさらに有効に活用することを考えるべきではないでしょうか。

基本理念どおりの路線であれば、障害者雇用を中心とする機能の強化や地域住民への還元を強化する方向が考えられ、また、基本理念にとどまることなく、戸田市、蕨市にとって必要な機能や衛生センター全体としての収支改善に資する有意義な使い方を検討してもよいように思われます。

そこで、執行部にお聞きいたします。

(1) としまして、設置以来14年間の評価について、基本理念に掲げた目的を十分な費用対効果により果たしてきたと言えるかどうか、執行部の評価をお聞きいたします。

(2) としまして、リサイクルフラワーセンターの中長期の計画の立案と、一定期間ごとの見直しを制度化するのが望ましいと考えますが、実行のみならず、計画、評価、改善、すなわちPDCAサイクルを十分に機能させる体制の確立について、執行部の考えをお聞きします。

(3) としまして、リサイクルフラワーセンターの敷地、施設をさらに有効に活用するための検討が必要であると考えます。その点に加えて、今後、衛生センターの本来業務のための施設を、現在、リサイクル

フラワーセンターの敷地となっているエリアに建設して利用する場合の見通しや、そのための計画策定との兼ね合いについても、必要に応じてご説明をお願いします。

以上をもちまして、1回目の質問とさせていただきます。

○細田昌孝議長 渡辺事務局長。

〔渡辺靖夫事務局長 登壇〕

○渡辺靖夫事務局長 まず、(1) 設定以来14年間の評価はについてお答えいたします。

リサイクルフラワーセンターは、平成21年度に、循環型社会の構築、美しい街づくり、障害者、高齢者の雇用促進、子供たちへの生きた環境教育現場の提供、環境ボランティアを促進する場の提供、衛生センターと近隣地域の環境美化の6つを施設の基本理念として開設いたしました。

本年度、15年を迎えますが、両市市民の中でフラワーセンターという施設自体が一定程度認知され、開設理念を達成すべく活動を進めることができたものと考えております。

例えば、活動の中心となる花苗の生産については、開設時の年間8万鉢でスタートし、当初は年間1万鉢ずつ増加させ、4年間で施設能力最大規模の11万鉢を目指しておりましたが、2年後の平成23年度に達成するなど、施設の機能を最大限活用するとともに、働く障害者とスタッフの協力を得ながら進展してまいりました。そのほかの取組につきましても、着実に実施しております。

昨年度実績で申し上げますと、蕨市に4万1,000鉢、戸田市に5万3,000鉢、また、さいたま市も含む近隣町会で構成する連絡協議会にも花苗を提供するなど、美しい街づくり、近隣の環境美化に大きく

貢献できているものと考えております。

また、7月には、夏休みの自由研究向けに、親子を対象とした生ごみから堆肥をつくろう講座を開催するなど、新たな取組も併せて進めております。

今後も、施設の機能を十分に生かせる取組を費用対効果も考慮しながら検討し、進めてまいりたいと考えております。

次に、(2) 計画・評価・改善を行う体制の確立をについてお答えいたします。

蕨戸田衛生センターは、両市の廃棄物処理行政の中では、廃棄物の中間処理施設に位置づけられます。

この分野の計画としては、両市及び組合で策定いたしましたごみ処理基本計画があります。計画においては、両市のごみ処理における課題を上げ、それぞれについて施策を設定し、進捗状況を管理しております。

フラワーセンターの取組につきましても、その施策にひもづけられ、毎年進捗状況を管理しているところでございます。

今後につきましても、しっかりと進捗管理を行うとともに、その結果を評価し、業務改善につなげられるよう取り組んでまいります。

なお、ごみ処理基本計画の計画期間は、平成25年から令和9年の15年計画でございましたが、本会議冒頭での管理者報告にございましたとおり、近年、新たにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律や食品ロスの削減の推進に関する法律が施行されるなど、本分野を取り巻く環境が大きく変化していることを受け、令和7年度から10年間を計画期間とする一般廃棄物処理基本計画として、現在、新たな計画を策定中でございます。

新たな計画におきましては、施策ごと、その達成状況をはかる指標を設定し管理す

ることで、PDCAサイクルが円滑に機能するよう体制を整えてまいります。

最後に、（３）施設の最適化に向けた検討をについてお答えいたします。

本組合の施設については、これまで議会でご報告してまいりましたとおり、昨年度、４年間にわたる２度目の長寿命化基幹改良工事を終了したところでございます。フラワーセンターは本工事には含まれておりませんが、フラワーセンターの施設について検討する場合は、組合の施設全体の中の一つとして考える必要がございます。

（２）のご答弁で申し上げましたとおり、現在、一般廃棄物処理基本計画を策定中であり、計画の中では、両市のごみ処理を担う中間処理施設として、当組合の今後の施設整備の方向性についても盛り込んでいくこととなります。

現在、策定中であることから、方向性についてはここで申し上げる段階にはございませんが、フラワーセンターも将来の施設整備の中で全体の整合を図りながら検討してまいります。

以上でございます。

○細田昌孝議長 １６番 酒井郁郎議員。

○１６番 酒井郁郎議員 ２回目の質問をさせていただきます。

まず、（１）、（２）の点で、ご答弁でご説明いただきましたとおり、リサイクルフラワーセンターが継続して障害者、高齢者を雇用したり、堆肥製造や花苗製造などの有意義な事業を行ってきたことを承知しております。

評価すべきは、リサイクルフラワーセンターの発揮する機能全体が、投入するコストや使用する資産の規模に見合っているかどうか、あるいは、現在よりも成果が上がる運営方法がないのかどうかという点では

ないかと思います。

私自身、リサイクルフラワーセンター立ち上げ前後の時期、理念やプラス面のみに目を向け、使用する資産の規模と投入する毎年のコストについては度外視して、強く推進する立場を取ったことを今では反省しています。当時と同じ運営を今後もしていいのかどうかについては、早い段階で一度、しっかりと確認すべきではないでしょうか。

ご答弁のとおり、新たな計画で達成状況をはかる指標を設定するということであれば、それに当たっては、成果のみではなく、資産効率やコスト面も含めた評価をお願いしたく、要望させていただきます。

さらに、（３）の点ですが、リサイクルフラワーセンターの敷地の活用に当たっては、今後いつまで利用可能なのかという確認が必要になります。今後、もしリサイクルフラワーセンターの敷地内に、本来的な衛生センター業務に関連した施設を建設するのであれば、建設が見込まれる年限、エリアをできる限り早期に確定し、それに合わせた活用方法を考える必要があります。

このことから、今後策定されます一般廃棄物処理基本計画に続けて、施設整備構想、施設整備計画の策定を円滑に行い、早期に確定願いたいと思います。

ご答弁では、リサイクルフラワーセンターについて、将来の施設整備の中で検討を進めるという趣旨のお言葉がありましたが、リサイクルフラワーセンター活用の前提になるとと思われる各計画策定の具体的なスケジュールについてお聞きいたします。

○細田昌孝議長 渡辺事務局長。

○渡辺靖夫事務局長 現在のごみ処理基本計画では、中間処理施設の施設整備については、再延命化と施設更新の両方が併記され

ています。

現在策定中の一般廃棄物処理基本計画では、現在の施設の現状を踏まえ、将来に向けて、延命なのか更新なのか、延命、更新、それぞれの方針に沿った整備計画を立て進めることとなります。

整備計画については、他自治体で行われる一般的な流れといたしまして概略を申し上げますと、施設整備基本構想、基本計画、基本設計、実施設計といった工程となりますが、そこに付随して、土壌調査や生活環境影響調査など様々な調査、また、関係機関との調整等を並行して進めることとなります。

整備に関する期間につきましては、施設規模や状況により異なりますが、延命化の場合、今回の組合の工事は計画段階から竣工まで7年を要しております。更新の場合は、他自治体の事例を見ますと10年以上を要するものとなっております。

一般的には、施設整備基本構想、基本計画において、整備用地、整備範囲、規模などが示されることとなります。

以上でございます。

○細田昌孝議長 16番 酒井郁郎議員。

○16番 酒井郁郎議員 施設整備の完了までには7年ないし10年が想定されることですが、計画策定に要する期間については、一般廃棄物処理基本計画が令和7年度まで、施設整備構想、施設整備計画については、他市の事例を見ますと1から3年程度のようなので、令和8年度以降に整備の概要が見えてくるのではないかと思います。

施設整備構想、施設整備計画の策定の中で、または、遅くともその策定に続ける形でご検討いただくことが可能なのではないかと思います。いずれにしても、リ

サイクルフラワーセンターについても、計画策定のスケジュールの中にきちんと乗せて検討していくべきではないかと思います。

今後、計画策定のスケジュールを決めていく中でご配慮をいただきますよう要望させていただきます。

さらに、蛇足ながら、活用に向けた具体的な検討に当たっては、民間にノウハウがあるように思います。

障害者雇用でいえば、先ほど紹介しました株式会社スタートラインのような様々な業務形態の障害者雇用を開発してきた企業もあります。もちろん、障害者雇用に強みのある企業は数多くありますので、類似の企業に広く呼びかけ、敷地にどんな活用の仕方があるのか、どの程度の雇用が実現できるのか、まずは知見をお借りしてはいかがでしょうか。

もちろん、近隣住民への還元を強化するという方向性を打ち出すにしても、ノウハウのある企業を活用できるように思います。

ご答弁の中で、今後、リサイクルフラワーセンターについても、将来の施設整備の中で全体の整合を図りながら検討を進めるとのことでお答えをいただきましたので、その当初段階から、民間の知恵を借りながら、リサイクルフラワーセンター敷地全体のより有意義な活用を図っていただきたいと思います。

最後に、本件、資産としては大規模ではありませんが、敷地が衛生センターの本来業務に使用される可能性のあることや、戸田市、蕨市での調整、衛生センターの本来の目的やリサイクルフラワーセンター設置の目的との兼ね合いなど、一般的な市単独の事業よりもハードルが多いように思います。そのあたりをうまくクリアして、リサイク

ルフラワーセンターという巨大な公有資産の最適化をぜひ実現していただきたいと思っています。

以上、要望をさせていただき、質問を終わります。ありがとうございました。

○細田昌孝議長 それでは、以上で一般質問を終結いたします。

◎付託事件に対する委員長報告

○細田昌孝議長 続いて、管理者提出議案を議題といたします。

総務常任委員会委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員会委員長 20番 遠藤英樹議員。

〔20番 遠藤英樹議員 登壇〕

○20番 遠藤英樹議員 それでは、ただいまから総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。

先ほどの本会議において、当委員会に付託されました案件について、その審査の経過概要と結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、条例案1件であります。

議案第8号「蕨戸田衛生センター組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

委員より、病気以外の分限処分の有無と職員の交通事故の状況についての質疑があり、事務局より、病気以外の分限処分はない、また、職員の交通事故の状況については、過去40年間で2件の公用車による物損事故があったが、重大な事故ではなかったとの説明がありました。

また、委員より、条例第5条中、情状を考慮する場合について、管理者の一存となるのか議会が関わる事となるのかとの質

疑があり、事務局より、刑事処分を受けた内容を確認し、執行猶予の長さ、過失の程度、被害の大きさ、事故後の対応、被害を受けられた方の理解などを総合的に判断することになるとの説明がありました。

以上で質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、全員異議なく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務常任委員会に付託を受けました案件についての報告とさせていただきます。

○細田昌孝議長 続きまして、業務常任委員会委員長 6番 大石圭子議員。

〔6番 大石圭子議員 登壇〕

○6番 大石圭子議員 ただいまから、業務常任委員会委員長報告を行います。

先ほどの本会議において、当委員会に付託されました案件について、その審査の経過概要と結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、予算案1件であります。

議案第9号「令和5年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第1号）」について申し上げます。

委員より、プラスチック圧縮梱包機の制御盤の劣化による現時点での状況と、他の設備においても調達に影響が出ているのかとの質疑があり、事務局より、当該部分については業務に影響が出ていない、また、他の設備においては予備品を購入するなどで対応しているとの説明がありました。

他の委員より、半導体が不足して納期がかかると言われているが、調達にどれくらいの期間を見込んでいるのかと質疑があり、事務局より、14か月での納期が見込まれているとの説明がありました。

また、他の委員より、部品等の交換サイクルについてはどのように考えているのか

と質疑があり、事務局より、当部分については、平成21年度に交換をしている、今後については、他の部品を含めて定期点検で検討していくとの説明がありました。

以上で質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、全員異議なく、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、業務常任委員会に付託を受けました案件についてのご報告を終わります。

○細田昌孝議長 以上をもって、委員長の報告は終わりました。

◎休憩の宣告

○細田昌孝議長 委員長報告に対する質疑通告受付のため、暫時休憩いたします。

午後 3時26分休憩

午後 3時26分再開

◎再開の宣告

○細田昌孝議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎委員長報告に対する質疑

○細田昌孝議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はありません。

よって、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

○細田昌孝議長 討論通告受付のため、暫時休憩いたします。

午後 3時27分休憩

午後 3時27分再開

◎再開の宣告

○細田昌孝議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎討論、採決

○議案第8号の採決—可決

○議案第9号の採決—可決

○細田昌孝議長 これより、討論、採決に入ります。

議案第8号「蕨戸田衛生センター組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例」について、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○細田昌孝議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり原案を可決することに決定いたしました。

次に、議案第9号「令和5年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第1号）」について、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○細田昌孝議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり原案を可決することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査事項の委員会付託

○細田昌孝議長 次に、議会運営委員会委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配付の閉会中継続審査事項表のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。お諮りいたします。

本件は申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○細田昌孝議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○細田昌孝議長 以上をもって、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和5年第3回蕨戸田衛生センター組合議会定例会を閉会いたします。

午後 3時29分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 細 田 昌 孝

署名議員 本 田 てい子

署名議員 山 崎 雅 俊